

報 第 33 号

令和 4 年 9 月 5 日提出

債権の放棄の報告について

次のように債権を放棄したので、これを報告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 水道料金債権の放棄

(1) 放棄の理由並びに放棄した債権に係る件数及び金額

放棄の理由	件数	債権額
条例第 14 条第 1 項第 1 号の規定に該当するため	18 件	221,974 円
条例第 14 条第 1 項第 5 号の規定に該当するため	1,149 件	7,510,305 円

- (2) 放棄により利益を受けた者 本市の水道を使用していた者であって、水道料金を完納していないもの

- (3) 放棄の時期 令和 4 年 3 月 31 日

2 植木町水道事業の給水装置設置に係る工事費債権の放棄

(1) 放棄の理由並びに放棄した債権に係る件数及び金額

放棄の理由	件数	債権額
条例第 14 条第 1 項第 3 号の規定に該当するため	1 件	17,468 円

- (2) 放棄により利益を受けた者 植木町水道事業の給水装置の設置を申し込んだ者であって、これに係る工事費を完納していないもの

- (3) 放棄の時期 令和 4 年 3 月 23 日

(提出理由)

熊本市債権管理条例（平成 28 年条例第 12 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき債権を放棄したので、同条第 2 項の規定に基づき、市議会に報告するものである。

○熊本市債権管理条例（抜すい）

（徴収停止）

第 11 条 市長等は、非強制徴収債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 略
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 略

（債権の放棄）

第 14 条 市長等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当するとき、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等の全部又は一部を放棄することができる。

- (1) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 253 条第 1 項、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 204 条第 1 項その他の法令の規定により債務者が当該非強制徴収債権につきその責任を免れたとき。
 - (2) 略
 - (3) 当該非強制徴収債権について第 11 条の規定による徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるとき。
 - (4) 略
 - (5) 当該非強制徴収債権(消滅時効について時効の援用を要しない非強制徴収債権を除く。)について消滅時効が完成したとき(債務者が時効の援用をしないと認められる特別の理由があるときを除く。)。
- 2 市長は、前項の規定により非強制徴収債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。